

(Ⅳ) 剰余金処分案

(単位:円)

I 当期末処分剰余金		<u>251, 114, 359</u>
II 剰余金処分類		
1. 法定準備金	100, 000, 000	
2. 利用分量割戻金	15, 918, 182	
3. 出資配当金	4, 400, 463	
4. 任意積立金		
(1)修繕・改修積立金	30, 000, 000	
(2)フロン対応積立金	5, 000, 000	
(3)災害対策等積立金	20, 000, 000	
(4)システム改修等積立金	40, 000, 000	
(5)創立75周年記念事業積立金	10, 000, 000	<u>225, 318, 645</u>
III 次期繰越剰余金		<u>25, 795, 714</u>

上記の通り提案いたします。

2022年6月15日
理事長 井上 約

(注記事項)

1. 法定準備金は、生協法第51条及び定款第74条により100, 000千円の積み増しを行います。これにより累計額は678, 000千円となり、出資金の2分の1に相当する要積立金額の63.0%となります。
2. 定款第78条による利用分量割戻しは、2021年度利用高の0.2%とし、2021年4月1日から2022年3月31日の組合員利用高を基準に計算します。
3. 定款第79条による出資配当は、2021年度の年度末平均出資金に対し0.2%(源泉所得税20%、源泉所得税に加算される復興特別所得税2.1%含む)の配当率とします。
4. 割戻金及び配当金の計算結果は個人毎にお知らせし、組合員の割戻金及び配当金は出資金の増額分として自動的に振替を行います。換金希望者には指定口座に入金します。口座登録のない組合員には直接現金でお渡しします。上記2及び3の還元は、2021年度末日及び総代会開催日に在籍する組合員が対象となります。
5. フロン排出規制法に対応するための費用を「フロン対応積立金」として5, 000千円積立てます。
6. 施設の修繕、改修のための費用を「修繕・改修積立金」として30, 000千円積立てます。
7. 自然災害等に備えた「災害対策等積立金」として20, 000千円積立てます。
8. システム改修に備えた費用を「システム改修等積立金」として新たに40, 000千円積立てます。
9. 創立75周年記念事業に必要な費用を「創立75周年記念事業積立金」として新たに10, 000千円積立てます。
10. 次期繰越剰余金には、生協法第51条及び定款第75条による教育事業繰越金が10, 000千円含まれています。

<生協における剰余金処分の考え方>

生協では、剰余金処分に際して、生協法に沿って法定準備金や教育事業繰越金の積立を行った後、なお残余がある場合に内部留保としての任意積立金又は組合員への還元(出資配当及び利用分量割戻)を総代会で承認の上、実施します。

<任意積立金とは>

任意積立金は二つに分類されており、一つは「目的積立金」としてあらかじめ用途を定めておくものと、もう一つは、「別途積立金」として特に用途を定めずに積立を行うものです。鳥取県生協では2021年度末現在、目的積立として税効果会計積立金61, 930千円、修繕改修積立金55, 000千円、固定資産除却費用積立金5, 000千円、災害対策等積立金35, 000千円があります。また、別途積立金は920, 000千円の積立額となっています。

本議案について、本旨に反しない範囲での字句の修正は理事会に一任をお願いします。